

令和5年3月8日

令和5年3月13日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

水戸地方裁判所・水戸家庭裁判所

水戸地方裁判所及び水戸家庭裁判所（各管内の支部及び簡裁を含む。）においては、これまで来庁者の皆様にマスク着用の御協力をお願いしておりましたが、令和5年3月13日からは、原則として個人の判断に委ねることとしました。

なお、例外的に、マスクの着用をお願いする場合があります。

マスク着用以外の感染防止対策については、これまでどおり行うこととなりますので、来庁される際は、手洗い・手指消毒等に御協力をお願いいたします。

また、体調不良の際は、来庁を控えてくださるようお願いいたします（体調不良により期日に出頭できなくなった方は、当該裁判所の担当部署に御連絡ください。）。